

同意書及び誓約書

年 月 日

相模原市長 あて

- ・住所、氏名は申請書と同一となります。
- ・押印がない場合（自署を除く）、
顔写真付きの本人確認の写しを添付してください。
- ・押印は交付申請と同じ印鑑を使用してください。

〒 〇〇〇-△〇△〇
住 所 町田市〇〇〇〇丁目〇番〇号
フリガナ サガミ ジュウタロウ
氏 名 相模 住太郎 印

(自署の場合、押印不要)

生年月日 平成 5年 1月 1日 生

相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付申請に当たり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

(交付申請に関すること)

1	申請書の内容を確認するために、市から検査等の求めがあった場合に、これに応じること。
2	市税等の滞納がないこと。また、市税等の納入状況などについて市が確認すること。
3	提出する申請書や添付書類等の返却を求めないこと。
4	暴力団員等及び暴力団経営支配法人等と密接な関係にあるか否かの確認のために、市が神奈川県警察本部へ照会すること。

(補助金受領時の調査及び補助金利用後の居住確認に関すること)

1	市が実施する補助金受領時の調査等に応じること。
2	補助金の交付を受けた日から5年間の居住を確認するために、市が住民基本台帳の確認を行うこと。
3	補助金の交付を受けた日から5年間の居住を確認するために、市が住民基本台帳の確認を行うことに申請者以外の世帯員が同意していること。
4	親世帯との同居又は同居をする場合、補助金の交付を受けた日から5年間の居住を確認するために、市が住民基本台帳の確認を行うことに親世帯の世帯員が同意していること。
5	新たに世帯員が増員または減員した場合、補助金の交付を受けた日から5年間の居住を確認するために、市が住民基本台帳の確認を行うことに当該世帯員の同意を得ること。

(交付決定後の取消及び補助金の返還に関すること)

※以下のことに該当する場合、補助金の交付の決定を取り消され、既に交付された補助金がある場合は、その全部又は一部を市長が定める期限までに返還することに異議ありません。

1	偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
2	申請者及びその世帯員が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と密接な関係である者と判明したとき。
3	補助金の交付を受けた日から起算して、5年を経過する前に補助対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
4	補助金の交付を受けた日から起算して、5年を経過する前に世帯全員が住民基本台帳の記録を変更したとき。
5	補助金の交付を受けた日から起算して、5年を経過する前に親世帯との同居又は同居を解消したとき。ただし、死亡した場合を除く。
6	補助金申請を行った年度の3月末日(市役所の閉庁日を除く)までに相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付要綱第15条に規定する交付額の決定がなされなかったとき。